

# 後期高齢者医療制度

保険給付について知ろう

平成29年7月16日発行

保険医療助成課

☎ 229-3285 FAX 229-5001

三重県後期高齢者医療広域連合

☎ 221-6883 FAX 221-6881

## 8月1日から保険証がピンク色に

後期高齢者医療制度は、75歳以上の人(65歳以上75歳未満で一定の障がいがあり、申請して認定を受けた人を含む)を対象としています。

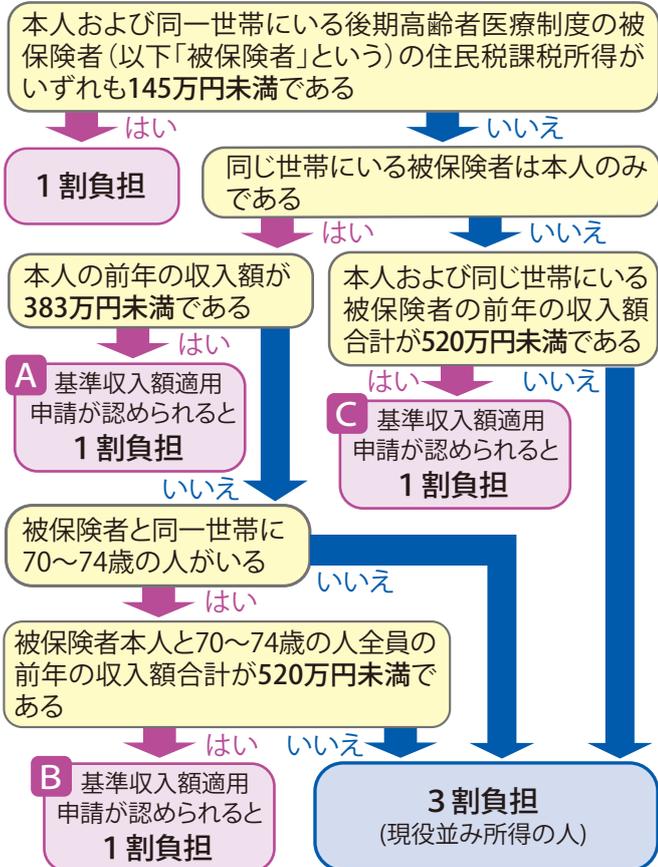
後期高齢者医療制度の保険証は、毎年8月1日に更新します。新しい保険証(ピンク色)は、7月中旬に三重県後期高齢者医療広域連合から簡易書留郵便で送ります。現在お持ちの保険証(若草色)の有効期限は7月31日です。8月以降に保険医療助成課または各総合支所市民福祉課(市民課)、各出張所に返却してください。



## 知って活用！保険給付と減額認定

### 自己負担割合は1割または3割

医療機関の窓口では、かかった医療費の1割または3割を支払います。8月1日からの自己負担割合は、平成28年中の所得金額を基にして判定されます。



なお、上記のA、B、Cに該当すると思われる人には、5月末に基準収入額適用申請書を送付しています。申請を受け付けた翌月から適用されるので、まだ申請していない人は、早めに提出してください。

### 住民税非課税世帯の人は申請を!

住民税非課税世帯の人は、医療機関で「後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証」(以下「認定証」という)を提示すると、一部負担金や入院時の食事代などが減額されます。認定証は、申請により交付します。申請月から減額されますので、早めに申請してください。



#### ● 現在、認定証を持っている人

現在お持ちの認定証の有効期限は7月31日です。8月以降に保険医療助成課または各総合支所市民福祉課(市民課)、各出張所へ返却してください。新しい認定証の交付に必要な申請書は、7月中旬に届く新しい保険証に同封されていますので、申請してください。

#### ● 現在、認定証を持っていない人

申請書は送付されません。平成29年度住民税非課税世帯の人は、申請してください。

### こんな時、療養費が支給されます

次のようなとき、申請し必要と認められた場合は、費用の一部が支給されます。

- 急病などで保険証を持たずに診療を受けたとき
- 医師の指示により、コルセットやギプスなどの補装具を作ったとき
- 医師が必要と認めた、はり・きゅう、マッサージなどの施術を受けたとき